

販売内容証明書(完成済購入用)は、  
**平成30年12月20日までに完成済**の分譲住宅について、販売事業者が販売内容を証明する書類です。  
 新築(完成済購入)のポイント発行申請の際に提出が必要です。

⚠ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。

⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。  
 (訂正印がない場合は受付できません)

1 証明書を発行した日を記入してください。

3 対象となる住宅の所在地を記入してください。

- 郵便番号も必ず記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
- 共同住宅等の場合は、建物名・部屋番号まで必ず記入してください。
- 住民票に記載されている住宅と同一であることを確認してください。

4 住宅の種別について、該当するいずれかにチェックしてください。

- 住宅以外の用途に供する部分を有しない戸建住宅については《戸建住宅》にチェックしてください。
- 共同住宅、長屋、店舗併用住宅等、戸建住宅以外の住宅については、《共同住宅等》にチェックしてください。

6 不動産売買契約の締結日を記入してください。

- 平成30年12月21日～遅くとも令和元年12月20日までに締結された契約(\*)が対象です。(変更契約は不可)  
 \*ただし、工事完了から1年以内であること
- 消費税率10%が適用されたものが対象です。(消費税率8%は対象外)

⚠ 分譲住宅の不動産売買契約であっても、平成31年3月31日以前に締結し、壁紙の変更などが可能な内容である場合、消費税率等の経過措置により、引渡時期によらず消費税率8%が適用されることがあります。  
 この場合、対象外です。

8 販売時の消費税率をチェックしてください。

- 消費税率10%が適用されたものが対象です。(消費税率8%は対象外)

【高い性能あるいは一定の性能を有する住宅の場合】

10 対象となる住宅が該当する性能にチェックしてください。

- 複数の性能を有している場合は、いずれか1つにチェックしてください。

次世代住宅ポイント (指定)

新築(完成済購入) **販売内容証明書(完成済購入用)**

次世代住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、次世代住宅ポイントの対象となる住宅であることを証明します。

1 令和 元年 10月 10日

販売事業者(販売代理を含む) 宅建業免許  国土交通大臣 ( 8 ) 第( 11×× )号  
 ( ) 知事

事業者名 株式会社 分譲不動産  
 代表者名 分譲 五郎  
 所在地 東京都品川区〇〇町4-4-4  
 電話 03 - 2333 - ××××

◆ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

■ 新築した住宅の情報

対象となる住宅の所在地 〒 100 - 000× 東京 都 府 県 渋谷 市 区 町 村  
 〇〇町3-2-1

住宅の種別  戸建住宅  共同住宅等

工事完了日 平成 30 年 12 月 1 日

不動産売買契約の締結日 平成 元年 8 月 1 日

購入者への引渡日 令和 元年 10 月 10 日

販売時の消費税率  10%

他の補助金重複  国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。

新築住宅の性能 ※該当する性能がある場合のみ、いずれかひとつ選択し☑してください。

	高い性能				一定の性能			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
<input type="checkbox"/> ① 認定長期優良住宅					<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 断熱等性能等級4 または 一次エネルギー消費量等級4以上			
<input type="checkbox"/> ② 認定低炭素住宅					<input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 省化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2以上 (共同住宅および長屋については一定の更新計画を含む)			
<input type="checkbox"/> ③ 性能向上計画認定住宅					<input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 または 免震建築物			
<input type="checkbox"/> ④ ZEH					<input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 高齢者等配慮対策等級3以上			

上記の性能を証明する提出書類を選択し☑してください

	高い性能				一定の性能			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
長期優良住宅建築等計画認定通知書	<input type="checkbox"/>							
低炭素建築物新築等計画認定通知書*1		<input type="checkbox"/>						
性能向上計画認定通知書*1			<input type="checkbox"/>					
BELS評価書(ZEH)*2				<input type="checkbox"/>				
次世代住宅ポイント対象住宅証明書					<input checked="" type="checkbox"/>			
設計住宅性能評価書*3 および 建設住宅性能評価書						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フラット35S適合証明書							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書*3							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
BELS評価書(≧2以上)*2							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\*1 共同住宅等の場合、住戸が特定できる扉番号等の記載があること。 \*2 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が<住戸>であること。 \*3 すべての重(複数枚)を提出してください。

家事負担軽減に資する設備の設置 ※該当する場合のみ☑

<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機	<input checked="" type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいトイレ
<input checked="" type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ	<input type="checkbox"/> 宅配ボックス	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード

20190801版

2 販売事業者の情報を記入し、押印してください。

- 申請者と不動産売買契約を締結した販売事業者(販売代理含む)が記入し、押印してください。
- 宅建業免許を有しない事業者の場合、《宅建業免許》は記入不要です。
- 《代表者名》は、不動産売買契約の当事者を記入してください。  
 (支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)

5 工事完了日を記入してください。

- 建築基準法に基づく検査済証の発行日を記入してください。
- 平成30年12月20日以前に工事が完了している住宅が対象です。

7 購入者への引渡日を記入してください。

- 令和元年10月1日以降に引渡された住宅が対象です。

9 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックしてください。

- 住宅の本体工事の全部または一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。  
 (地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。)

【10で《高い性能》あるいは《一定の性能》にチェックした場合】

11 性能を証明する書類にチェックしてください。

【家事負担軽減に資する設備を設置した場合】

12 設置した設備にチェックしてください。

- 事務局に製品登録された製品が対象です。  
 (登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠ 建材メーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自ら工事をする場合は、対象外です。

⚠ 宅配ボックスについては各住戸専用のもので、他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限りです。